

平成21年度森林整備関係予算の拡充と  
森林整備法人の経営の安定に向けた  
提 案 書

平成20年11月

森林整備法人全国協議会

森林整備に係る諸施策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、平成21年度予算編成にあたり、別紙提案について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年11月21日

森林整備法人全国協議会

会長 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

## 平成21年度森林整備関係予算の拡充と 森林整備法人の経営の安定に向けた提案

今日の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷による採算性の悪化等により極めて深刻な状況にあります。こうした中、国民の財産である森林を健全な形で次代に引き継ぐためには、持続可能な森林経営を基軸とした新たな森林管理体制を構築することが重要となっています。

森林整備法人は、国策であった拡大造林政策の担い手として設立以来、多くは条件不利地域において森林整備を行い森林資源の充実を図るとともに、山村地域振興等に大きく寄与してきたところであり、今後も森林の持つ多面的機能の高度・持続的発揮、山村地域における雇用機会の創出等に貢献する公的な担い手として重要な役割を果たしていくことが、大きく期待されています。

他方、森林整備法人の経営は、森林整備等の財源を株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）等からの借入金に大きく依存していることから多額の累積債務を抱え、また、林業の採算性の悪化などにより極めて厳しい状況であり、経営基盤の安定が緊急の課題となっています。

こうした中、国の平成20年度予算において、支援制度が拡充され、これらの制度を有効に活用していくことにより、森林整備法人の経営改善に一定の成果が得られるものと考えております。

しかしながら、これまで、森林整備法人においては、事業の一層の合理化や組織の統廃合を行うなど経営改善を進め、また、地方公共団体におきましても、財政状況が厳しい中、森林整備事業への補助の上乗せ、貸付金の無利子化、低利貸付けや利子補給など、森林整備法人に対し積極的な各種支援施策を実施しているところでありますが、借入金残高は年々増加し、1兆1,700億円に達するなど森林整備法人の経営問題は構造的な課題を抱えており、依然として地方だけでは解決困難な問題となっています。

つきましては、木材生産のみならず、国土、環境の保全や地球温暖化防止など森林が有する多面的な機能の持続的な発揮を目的とした森林の整備と林業及び地域の振興に向けた抜本的な対策を講じるとともに、「美しい森林づくり」を推進する上で極めて重要な役割を担っている森林整備法人の直面する現状に対し経営の安定化を図るため、次の事項に格段の御配慮を賜りますよう提案いたします。

- 1 分収造林制度については、現行制度が構造的な課題を抱えていることを踏まえ、その抜本的見直しを推進するとともに、森林整備法人が安定的な事業展開を図ることができるよう、森林整備事業に係る補助制度の拡充強化を図ること
- 2 森林整備法人による森林整備の主要財源である株式会社日本政策金融公庫資金について、長伐期施業等に対応した資金の創設、融資条件の緩和、償還利子の軽減、森林整備活性化資金の貸付対象資金の拡充及び任意繰上償還の弾力化など累積債務処理対策の拡充強化を図ること
- 3 地方公共団体が森林整備法人の経営安定化のために実施する支援施策に対する地方公共団体の起債措置や交付税措置の拡充強化等、地方財政措置の整備・充実を図ること
- 4 長伐期化、複層林化など新たな施業への転換に伴う分収契約の変更を円滑に実施するための法・税制度等を整備すること